

**「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の制定**

財政運営実務基準委員会 委員長 小西 陽

## 改定の趣旨等

---

- ▶ これまでの確定給付企業年金実務基準を、『年金数理人が遵守すべき事項』と『参考になる実務を説明する教育的事項』を明確にする観点
- ▶ 平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正を反映する観点
- ▶ 改定日は、平成29年12月20日

全体の構成

•

確定給付企業年金に関する  
数理実務基準

別紙 1 をご参照

# 確定給付企業年金に関する 数理実務ガイダンス

## 「財政悪化リスク相当額」

平成29年3月21日に開催した第69回研修会で「改定の検討状況」としてお伝えした内容を中心に補足します。

必要に応じて別紙2をご参照

その他  
(予定利率)

## 予定利率①（簡易な基準を除く）

---

- ▶ 確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号
  - ▶ 予定利率は、積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回ってはならない。
- ▶ 確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス
  - ▶ 規則第43条に基づき事業主等が決定していることを確認すること。

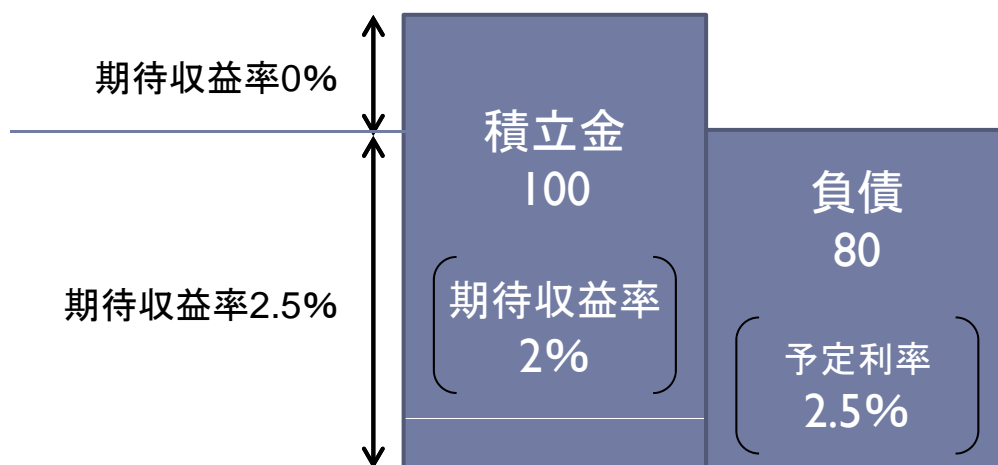
## 予定利率②（簡易な基準を除く）

---

- ▶ 「予定利率  $>$  期待収益率」ならば、直ちに不  
適当となるわけではない。
  - ▶ 厳密な大小関係は求められていない。
- ▶ 予定利率と期待収益率の乖離が大きくても、  
合理性があれば問題ない。
  - ▶ 次のページに例示

## 予定利率③（簡易な基準を除く）

- ▶ 以下のケースでは、基礎率どおり推移した場合、将来にわたって積立不足が発生しないことから、合理的な取り扱いであると考えられる。
  - ▶ 積立金のうち、負債相当分の期待収益率は2.5%
  - ▶ 積立金のうち、負債相当分を上回る分の期待収益率は0%
  - ▶ 積立金全体の期待収益率は2%となるが、予定利率を2.5%と設定





その他  
(非継続基準に関する改定)

# 非継続基準①（改定前の規定）

## 2. 非継続基準の財政検証

### (3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法

#### ①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）

##### ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込額 （法第63条、規則第58条）

・以下の式にて算定することができる。

「当年度最低積立基準額 ×  $\{(1 + \text{当年度予定利率}) / (1 + \text{翌年度予定利率})\}^n$  - 前年度最低積立基準額 ×  $\{(1 + \text{前年度予定利率}) / (1 + \text{当年度予定利率})\}^n$  + 当年度最低積立基準額」(☆) (ただし  $n=20$ )

(略)

・財政検証時に翌年度予定利率が判明していない場合は、翌年度予定利率 = 当年度予定利率として左記額を算定することができる。

## 非継続基準②（改定案の規定）

### 2. 非継続基準の財政検証

#### (3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法

##### ①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）

##### ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込額 （法第63条、規則第58条）

・以下の式にて算定することができる。

「当年度最低積立基準額 ×  $\{(1 + \text{当年度予定利率}) / (1 + \text{翌年度予定利率})\}^n$  - 前年度最低積立基準額 ×  $\{(1 + \text{前年度予定利率}) / (1 + \text{当年度予定利率})\}^n$  + 当年度最低積立基準額」(☆) (ただし  $n=20$ )

(略)

・左式の翌年度予定利率は、適正な年金数理や継続性の観点から設定されるものであり、当年度予定利率や判明している翌年度予定利率を用いることなどが考えられる。

End of Presentation